

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局 総合評価落札方式(委託業務)の 運用ガイドライン (土木事業関係)

(補足)

- 本ガイドラインに記載する愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。

令和4年4月

愛知県建設局

目次

1	委託業務における総合評価落札方式の実施について	1
2	総合評価落札方式の適用	2
2-1	総合評価落札方式の形式	2
2-2	試行対象となる委託業務	2
3	総合評価落札方式における審査・評価等	3
3-1	審査	3
3-2	評価値	3
4	指名選定について	4
5	落札者決定基準について	4
5-1	技術評価項目	4
A	技術提案に関する事項	4
B	配置予定技術者の能力に関する事項【管理技術者】	4
5-2	技術評価項目の配点	7
6	加算点の申告について	8
7	技術提案の履行確認等について	9
8	入札結果の公表について	9
9	手続きフロー	10

1 委託業務における総合評価落札方式の実施について

- 公共工事の品質確保を図る上で、公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査及び設計)の品質が重要な役割を担っていることから、令和元年6月14日に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)の一部改正において、公共工事に関する調査等が新たに品確法の対象として位置付けられた。
- こうした状況にも対応しつつ、委託業務における一層の品質確保、品質向上を図るための取組の一つとして、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注する土木事業関係の委託業務の一部において、令和4年度から総合評価落札方式の指名競争入札を試行することとした。

2 総合評価落札方式の適用

2-1 総合評価落札方式の形式

(1) 総合評価落札方式

業務の仕様が確定しているもののうち、技術提案及び配置予定技術者の実績などを求める事により、より品質の高い成果が期待できる業務に適用する。試行対象の詳細は2-2に定める。

1) 技術提案型

技術的工夫等の余地がある業務に対し、業務実施方針などの技術提案及び配置予定技術者の実績、業務成績などを評価項目として求める形式

2) 実績評価型

技術的工夫等の余地が比較的小さい業務に対し、配置予定技術者の実績、業務成績などを評価項目として求める形式

【参考】

(2) 価格競争方式

業務の仕様が確定しており、定められた手順で実施することにより適切な成果が期待できる業務に適用する。

発注方式：指名競争入札など

(3) プロポーザル方式

知識または構想力、応用力が特に求められるもので、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することで優れた成果を期待できる業務であり、予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、見積を活用する業務に適用する。

発注方式：簡易指名型プロポーザル方式など

2-2 試行対象となる委託業務

試行対象は、土木事業関係の委託業務のうち、予定価格が1千5百万円以上1億5千万円未満で、概略設計、予備設計(修正を含む)など事業の基礎的な内容を決定する業務の中から、重要度などを勘案し、本庁施行業務については本庁の当該事業を所管する課長が、その他の業務については建設事務所及び港務所の当該事業を所管する課長又は出張所長が選定する。

3 総合評価落札方式における審査・評価等

3-1 審査

落札者決定基準は「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会」で審査し、技術提案型の技術提案は「通常部会」で審査する。

3-2 評価値

(1) 評価値

原則として、加算方式で評価する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(2) 価格評価点

1) 調査基準価格 ≤ 入札価格の場合

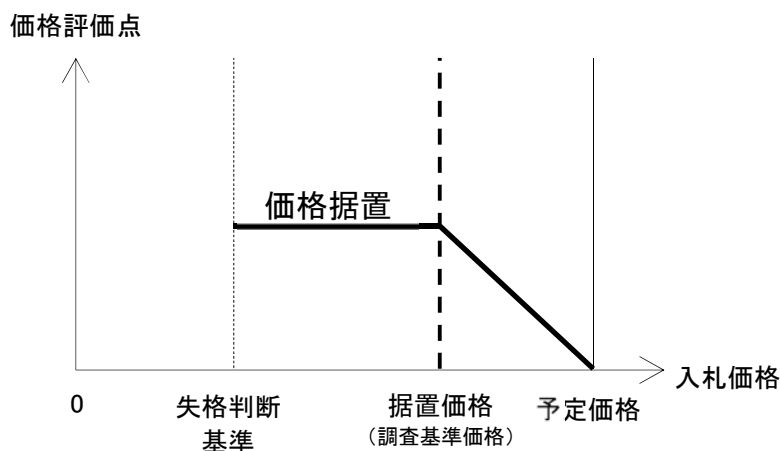
$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配点} \times \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}}$$

2) 入札価格 < 調査基準価格

入札価格を据置価格に置き換える。

なお、据置価格は、建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領(愛知県建設局土木部建設総務課HP参照)第3条により、建設コンサルタント等業務の種類に応じて定められた調査基準価格とする。

調査基準価格は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある価格であり、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための詳細な調査を行うこととなる基準の価格である。



(3) 技術評価点

$$\text{技術評価点} = \text{技術評価点の配点} \times \frac{\text{技術評価項目の得点合計}}{\text{技術評価項目の配点合計}}$$

(4) 価格評価点と技術評価点の配点

価格と技術の評価に関する配点の比率は1:1とする。

総合評価落札方式の種別	価格評価点の配点	技術評価点の配点
技術提案型・実績評価型	60点	60点

4 指名選定について

指名業者は、「愛知県建設工事請負業者選定要領」に基づき選定するものとする(愛知県建設局土木部建設総務課HP参照)。

5 落札者決定基準について

技術提案型及び実績評価型の落札者決定基準は原則以下のとおりとする。
発注業務ごとの具体的な落札者決定基準については、指名通知に定める。

5-1 技術評価項目

A 技術提案に関する事項

【技術提案型】

技術提案の内容	・業務実施方針(必須) ・テーマ別技術提案(必要に応じて設定)
評価基準	・業務実施方針については、仕様の範囲内で以下の項目などにおける具体的記載内容により評価 ○業務内容の理解度や実施方針についての記載 ○実施体制についての記載 ○具体的な実施手順・工程についての記載 ・テーマ別技術提案については、課題ごとに設定

※技術提案に関する事項の各課題に対する提案がない(白紙)の場合は、失格とする。

B 配置予定技術者の能力に関する事項【管理技術者】

【技術提案型、実績評価型共通】

B-① 業務実績

対象業務	以下の全ての条件を満たす業務の実績を認める ・ <u>管理技術者</u> として従事した業務 ・ <u>業務ごとに設定する同種業務</u> の業務 ・ <u>国、地方公共団体又は特殊法人等*1</u> が発注した業務 ・対象期間内に完了し、引き渡しを終了した業務 ※実績はテクリスの写しで確認する ※テクリスの写しで確認できない業務については、契約書の写し等(業務名、発注機関名、契約金額、工期、業務内容が分かるもの)により確認する	
対象期間	過去5(10)年間(年度)と当該業務の技術資料を提出する日の前日までを標準とする	
評価基準	実績保有件数(標準)	配点
	3件以上	6点
	2件	4点
	1件	2点
	なし	0点

* 1「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

* 注意事項

- ・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- ・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 地方公社

① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー(前田建設工業株式会社中部支店)を含む)、「名古屋高速道路公社」

② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

(例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)

・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

(4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が所管しているもの

(例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

・公益財団法人愛知水と緑の公社

・公益財団法人愛知県都市整備協会

* 注意事項

- ・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。

B-② 業務成績

対象業務	以下の全ての条件を満たす業務の実績を認める <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者として従事した業務 ・当該業務と同じ業務区分の業務 ・愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注した業務 ・対象期間内に完了し、引き渡しを終了した業務 ※実績は「委託業務成績評定結果について(通知)」の写しで確認する	
対象期間	・過去5年間(年度)	
評価基準	・各年度最上位成績の平均点で審査 ※受注実績のない年度の業務成績評定点は、75点として計算する	
	各年度最上位成績の平均点	配点
	80点以上	6点
	78点以上80点未満	4点
	76点以上78点未満	2点
	上記に該当しない	0点

B-③ 業務の繁忙度

対象業務	・当該業務の技術資料を提出する日の前日において、完了していない契約済みの業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数(手持ち業務) ・愛知県建設局、都市・交通局又は建築局以外の発注業務も含む ※手持ち業務はテクリスの写しで確認する ※テクリスの写しで確認できない業務については、契約書の写し等(業務名、発注機関名、契約金額、工期、業務内容が分かるもの)により確認する	
評価基準	手持ち業務量	配点
	手持ち業務10件未満	1点
	手持ち業務10件以上	0点

5-2 技術評価項目の配点

各評価項目の配点一覧は以下のとおりとする。

○:原則設定 △:選択

				技術提案型		実績評価型		備考
評価項目		評価基準		必須・選択	配点	必須・選択	配点	
技術提案に関する事項	技術提案	業務実施方針	業務実施方針の提案事項について、仕様の範囲内で具体的記載内容により評価	○	5	—		課題数1
		テーマ別技術提案	課題ごとに設定	△	5	—		課題数1
		小計			5 ~ 10		—	
配置予定技術者の能力に関する事項	業務実績	過去5(10)年間の管理技術者として従事した同種業務の実績	3件以上	○	6	○	6	件数の設定は業務内容に応じて変更
			2件		4		4	
			1件		2		2	
			なし		0		0	
	業務成績	愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注の管理技術者として従事した当該業務と同じ業務区分の実績を対象とし、過去5年間の各年度最上位成績の平均点	80点以上	○	6	○	6	
			78点以上80点未満		4		4	
			76点以上78点未満		2		2	
			上記に該当しない		0		0	
	業務の繁忙度	完了していない契約済みの業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数(手持ち業務)	10件未満	○	1	○	1	
			10件以上		0		0	
		小計			13		13	
加算点合計					18 ~ 23		13	

6 加算点の申告について

(1) 入札参加者による加算点申告書の作成

- 評価項目「配置予定技術者の能力に関する事項」の加算点については、入札参加者が加算点申告書を作成し、技術資料提出期限までに提出するものとする。

(2) 落札候補者の決定及び事後審査方式

- 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、委員会で審査した「技術提案に関する事項」の加算点(技術提案型のみ)と、加算点申告書の加算点を合計して算出した技術評価点に、入札価格から算出した価格評価点を加えた評価値が最も高い入札参加者を落札候補者とする。
- 落札候補者のみ事後審査を行う。

(3) 事後審査によるペナルティ

- 落札候補者となり事後審査によって、過大な加算点となっている評価項目が判明した場合、ペナルティとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行うものとする。
- 減点は下記の計算式のとおりとする。
- ただし、入札参加者の申告した加算点が過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しはしないものとする。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

計算例： 審査した加算点0点、入札参加者が申告した加算点1点

減点＝1点－0点＝1点

審査した加算点4点、入札参加者が申告した加算点6点

減点＝6点－4点＝2点

- 事後審査の結果、落札候補者の評価値が次順位の評価値を下回った場合は、次順位の評価値の者を新たな落札候補者とし、事後審査を行う。

7 技術提案の履行確認等について

- 原則、技術提案資料のとおり履行するものとする。ただし、履行することが望ましくないとして監督員があらかじめ指示した内容については実施してはならない。
- 監督・検査により技術提案の履行の確認を行う(履行確認の方法は、予め監督員と請負者で協議して定める)。
- 請負者の責により技術提案の内容の不履行が認められた場合は、履行しなければならない。しかし、履行することが困難あるいは合理的でない等の理由で不履行が確定した場合、業務成績点の減点に加えて契約金額の減額を行うものとする。
- 業務成績点は10点を限度に、不履行であった技術提案の加算点相当分を減点する。
例) 契約時の技術提案の加算点5点のうち、不履行となった技術提案の加算点が1点の場合
減点 = 10点 × 1 ÷ 5 = 2.0点
- 契約額の減額Cは次式による。

$$C = \text{契約額} \times \{1 - (100 + \text{不履行時の加算点}^*) \div (100 + \text{契約時の加算点})\}$$

※不履行時の加算点は、不履行となった技術提案の加算点相当分をマイナスした合計加算点とする。

8 入札結果の公表について

- 落札者決定後は各入札参加者の得点を下記様式により公表する。
- なお、各入札参加者は技術評価点の値に対して、書面(任意様式)により説明を求めることができるものとする。

入札執行調書 (総合評価落札方式)

契約管理番号: 2020-000000-000-10
 委託業務名: ○○○○業務委託
 路線等の名称: 主要地方道 ○○線
 委託場所: ○○市○○町地内
 予定価格: 22,000,000 円 (2,000,000 円) 税抜き 20,000,000 円
 調査基準価格 (調査価格): 18,700,000 円 (1,700,000 円) 税抜き 17,000,000 円 (1万円未満切り捨て)
 業務委託料: 17,000,000 円 (1,700,000 円) 税抜き 18,700,000 円

[評価点欄の単位は点]

入札者氏名	技術評価点					価格評価点					評価値 =①+④	摘要			
	技術提案	配置予定技術者の能力 (管理技術者)				小計	減 点 点 数	合 計	技術評価点① 技術評価点=技術 評価点の配点 ×(技術評価項 目の得点合計+ 技術評価項目の 配点合計)	入札書 記載金額 (円) ②			税抜き 据置価格 ③	②≥③の場合は② ②<③の場合は③	価格評価点④ 価格評価点=価格 評価点の配点× [(予定価格-入札 価格)÷(予定価 格-調査基準価 格)] ※調査基準価格= 据置価格
		業務 実施 方針 等	業 務 実 績	業 務 成 績 点	(業 務 持 ち 繁 忙 度)										
○コンサルタント株式会社	5	6	6	1	18.0		18.0	60.00000	20,000,000	17,000,000	20,000,000	0.00000	60.00000		
□コンサルタント株式会社	0	0	0	0	0.0		0.0	0.00000	16,900,000	17,000,000	17,000,000	60.00000	60.00000		
株式会社△△コンサルタンツ	3	4	6	1	14.0		14.0	46.66667	17,500,000	17,000,000	17,500,000	50.00000	96.66667		
株式会社○○設計	5	4	6	0	15.0	-1	14.0	46.66667	17,000,000	17,000,000	17,000,000	60.00000	106.66667	落札決定	
株式会社□□設計	3	0	2	1	6.0		6.0	20.00000	17,100,000	17,000,000	17,100,000	58.00000	78.00000		

注) 上記の入札書記載金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る金額である。
 ※配置予定技術者の能力の加算点は入札参加者が申告した点数で、落札候補者となった者のみ事後審査を行った結果の点数である。

令和○年○月○日、____を落札者として決定

9 手続きフロー

フロー	期間 ^{※1}	入札参加者	発注者
指名通知 ↓	14日	・技術資料(技術提案 ^{※2} 、加算点申告表等)の作成 ・本案件に関する質問	・指名通知(審査会開催) ・質問受付及び回答
技術資料受付 ↓ 技術提案の審査 ^{※2} ↓	1～14日	・技術資料の提出	・技術提案の審査 ^{※2} ・意見聴取(委員会開催) ^{※2}
入札・開札 ↓ 落札候補者への通知 ↓ 事後審査資料の受付 ↓ 事後審査 ↓ 落札者決定 ↓ 入札結果の通知と公表 ↓ 契約	7～14日	・入札書、内訳書の提出 ・事後審査資料の提出	・開札、評価値の計算 ・落札候補者の決定 ・事後審査資料の審査 ・加算点の見直し ・評価値の再計算 ^{※3} ・落札者の決定(審査会開催) ・技術評価点の値に関する質問受付及び回答

※1 技術提案型、実績評価型の標準的な期間(土日含む)

※2 技術提案型の場合のみ

※3 評価値の再計算の結果、落札候補者の評価値が次順位の評価値を下回った場合は、次順位の評価値の者を新たな落札候補者とし、事後審査を行う。